



福岡医発第2275号(地)
平成19年 3月30日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武



佐賀県建設国民健康保険組合等の給付割合の改正について（通知）

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課長より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。
なお、変更内容は下記の通りです。

記

1. 佐賀県建設国民健康保険組合
(1) 改正内容

種 別	現 行	改 正 後
組 合 員	2 割	3 割
家 族	3 割	3 割

※ 3歳に達する日の属する月以前である場合は2割。

(2) 施行年月日 平成19年 4月 1日



小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

2. 静岡県歯科医師国民健康保険組合

(1) 改正内容

種 別	現 行	改 正 後
3歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合	2 割	3 割
3歳に達する日の属する月以前である場合	2 割	2 割

(2) 施行年月日 平成19年 2月22日

(3) 適用年月日 平成19年10月 1日

(公印省略)

18国援第101号-20

平成19年3月22日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(施設医療係)

国民健康保険組合規約の一部負担金割合の改正について(通知)

このことについて、別添(写)のとおり、佐賀県健康福祉部長他から通知がありましたので、お知らせします。





国保第 010331 号
平成19年 3月15日

各都道府県国民健康保険主管部（局）長 様

佐賀県健康福祉本部長
（公印省略）

佐賀県建設国民健康保険組合の一部負担金割合の
改正について（通知）

このことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき、認可されましたので通知します。

なお、改正内容は下記のとおりですので、関係機関への周知につきましてよろしく願います。

記

- 1 改正内容 別紙のとおり
- 2 施行年月日 平成19年4月1日

（国民健康保険課）



佐賀県建設国民健康保険組合規約の一部改正する新旧対照表

現 行	改 正 案
第3章 保 険 給 付 (一部負担金) 第9条 保険医療機関又は保険薬局について、療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、<u>組合員である被保険者については、当該療養の給付に要する費用の額の10分の2に相当する額とし、家族である被保険者については、当該療養の給付に要する費用の額の10分の3に相当する額とする。但し、3歳に達する日の属する月以前である場合の当該療養の給付に要する費用の10分の2に相当する額とする。</u> 2 (略) 3 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときは、当該療養の給付に要する費用の10分の3に相当する額とする。<u>但し、組合員である被保険者については、平成18年10月診療分から平成19年3月診療分までは10分の2に相当する額とする。</u> (以下省略)	第3章 保 険 給 付 (一部負担金) 第9条 保険医療機関又は保険薬局について、療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、<u>当該療養の給付に要する費用の額の10分の3に相当する額とする。但し、3歳に達する日の属する月以前である場合の当該療養の給付に要する費用の10分の2に相当する額とする。</u> 2 (略) 3 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときは、当該療養の給付に要する費用の10分の3に相当する額とする。<u>(以下削除する。)</u> (以下省略)



長国第1148-2号

平成19年3月14日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

静岡県健康福祉部国民健康保険室長

(公印省略)

静岡県歯科医師国民健康保険組合の一部負担割合の改正について

静岡県歯科医師国民健康保険組合から、一部負担割合の改正を含む規約の変更について認可申請があり、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき、申請のとおり認可したのでお知らせします。
なお、改正内容は下記のとおりですので、関係機関への周知についてご配慮くださるようお願いいたします。

記

改正内容(一部負担金割合)

改正後	改正前
(一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1) 3歳に達する日の属する月の翌月以降であつて70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3 (2) 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2 (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の1 (4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。))について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の3 附則 この規約は、平成19年2月22日から施行し、同年10月1日から適用する。	(一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1) 次号から第3号までに掲げる場合以外の場合 10分の2 (2) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の1 (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。))について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の3

